

農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則（平成十三年二月十五日決定）

平成十九年八月二十一日一部改正

（総則）

第一条 農林水産省の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「法」という。）及び農林水産省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十二号。以下「令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 会議は、委員長が招集する。

（議事）

第三条 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

（専門委員）

第四条 専門委員は、委員長の求めに応じて委員会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（意見の陳述）

第五条 委員長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(議決権の特例)

第六条 委員及び臨時委員のうち、独立行政法人の役職員、運営を審議する外部委員又は会計監査人(会計監査人が法人の場合は、その役職員。以下同じ。)である者は、当該独立行政法人に関する審議(その者が会計監査人である場合には、当該独立行政法人の財務諸表に関する審議に限る。)についての議決権を有しないものとする。

2 委員会が別に定めるところにより、委員及び臨時委員のうち、審議の対象となる独立行政法人に利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る審議についての議決権を有しないものとする。

(会議)

第七条 会議は、非公開とする。

(議事録)

第八条 委員会の会議においては、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録に代えて議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会)

第九条 委員長は、令第五条に規定する分科会の所掌事務に属する事項を処理しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該事項に係る事案を各分科会に付託することができる。

2 第二条から前条までの規定は、分科会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員会」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。

3 分科会長は、当該分科会に係る審議事案の議事が終了したときは、その審議の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。

4 分科会の議決であつて、あらかじめ委員会の同意を得たものについては、当該分科会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任規定)

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。